

令和5年4月23日執行
美瑛町長及び美瑛町議会議員選挙

選挙公営（公費負担）の手引

目 次

第1章 制度の概要

1	公職選挙法改正の概要について	1
2	公費負担制度について	1
3	公費負担の種類	1
4	対象となる候補者	1
5	公費負担の限度額	2
6	諸手続	4

第2章 公費負担の手続

1	選挙運動用自動車の使用（一般運送契約の場合）	7
2-1	選挙運動用自動車の使用（自動車の借入れ）	9
2-2	選挙運動用自動車の使用（燃料代）	11
2-3	選挙運動用自動車の使用（運転手の雇用）	13
3	選挙運動用ビラの作成	15
4	選挙運動用ポスターの作成	17

第3章 公費負担に関するQ & A

1	共通事項	19
2	自動車の借入れ	20
3	燃料の供給	22
4	運転手の雇用	23
5	選挙運動用ビラの作成	24
6	選挙運動用ポスターの作成	25

巻末資料

- 選挙運動の公費負担に関する規程 様式集
- 各種契約書の書式（参考）

第1章 制度の概要

1 公職選挙法改正の概要について

公職選挙法の一部を改正する法律（令和2年法律第45号）の施行に伴い、立候補に係る環境の改善のため、これまで都道府県及び市を対象としていた公費による選挙費用の負担制度を町村にも同様に拡大することと併せ、町村議会議員選挙においてもビラ頒布を解禁するとともに、公営対象拡大に伴う措置として供託金制度が導入され、本町においても、令和3年3月2日より選挙費用の公費負担制度を施行しています。

2 公費負担制度について

公費負担制度は、町長選挙及び町議会議員選挙に関して、候補者と契約業者等との間で交わされた「選挙運動用自動車の使用」及び「選挙運動用ビラの作成」並びに「選挙運動用ポスターの作成」に係る各有償契約について、条例で定められた限度額の範囲内で供託物が没収されない候補者に限り、美瑛町が各契約業者等に直接その費用をお支払いするものです。

3 公費負担の種類

選挙運動用に関する公費負担制度については、美瑛町条例及び公職選挙法で上限等の基準が定められています。

公費負担の対象となるものは以下のとおりです。

- (1) 選挙運動用の自動車の使用
- (2) 選挙運動用ビラの作成
- (3) 選挙運動用ポスターの作成

4 対象となる候補者

公費負担する候補者は、得票数が一定数（以下「供託物没収点」という。）以上に達した候補者に限られます。

この供託物没収点に達しない場合、供託物は没収となり、選挙に要した経費の公費負担が適用されず、すべて自己負担となります。

○町長選挙 供託物没収点＝有効投票の総数÷10

○町議会議員選挙 供託物没収点＝（有効投票の総数÷議員定数）÷10

5 公費負担の限度額

(1) 選挙運動用自動車の使用

契約の種別		対象内容	限度額
一般運送契約 (ハイヤー方式)		選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計金額(1日につき1台に限る)	64,500円/日×5日 = 322,500円
個別契約方式	①自動車借入契約	選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計金額(1日につき1台に限る)	16,100円/日×5日 = 80,500円
	②燃料供給契約	選挙運動用自動車に供給した燃料の代金(代替車を含む)	7,700円/日×5日 = 38,500円
	③運転手雇用契約	選挙運動用自動車の運転に従事した各日の報酬の合計金額(1日につき1人に限る)	12,500円/日×5日 = 62,500円

※契約は一般運送契約又は個別契約のどちらかを選択することになります。

※看板作成(取付け)費や拡声器の借入れ代金等は公費負担の対象外となります。

(2) 選挙運動用ビラの作成

選挙の区分	規格	単価の上限	枚数の上限	限度額
町長選挙	長さ29.7cm ×幅21cm以内 (A4サイズ)	1枚当たり 7円73銭	2種類以内で 5,000枚	38,650円(7.73円 ×5,000枚)
町議会議員選挙			2種類以内で 1,600枚	12,368円(7.73円 ×1,600枚)

※1円未満の端数がある場合には、その端数は1円とします。

※選挙運動用ビラは、次に掲げる方法以外の方法では頒布できません。

(公職選挙法第142条第6項及び公職選挙法施行令第109条の6第3号)

- ▽新聞折込みによる頒布
- ▽候補者の選挙事務所内における頒布
- ▽個人演説内の会場内における頒布
- ▽街頭演説の場所における頒布

※これらの頒布する選挙運動用ビラには、美瑛町選挙管理委員会が交付する証紙を貼らなければ頒布することができません。

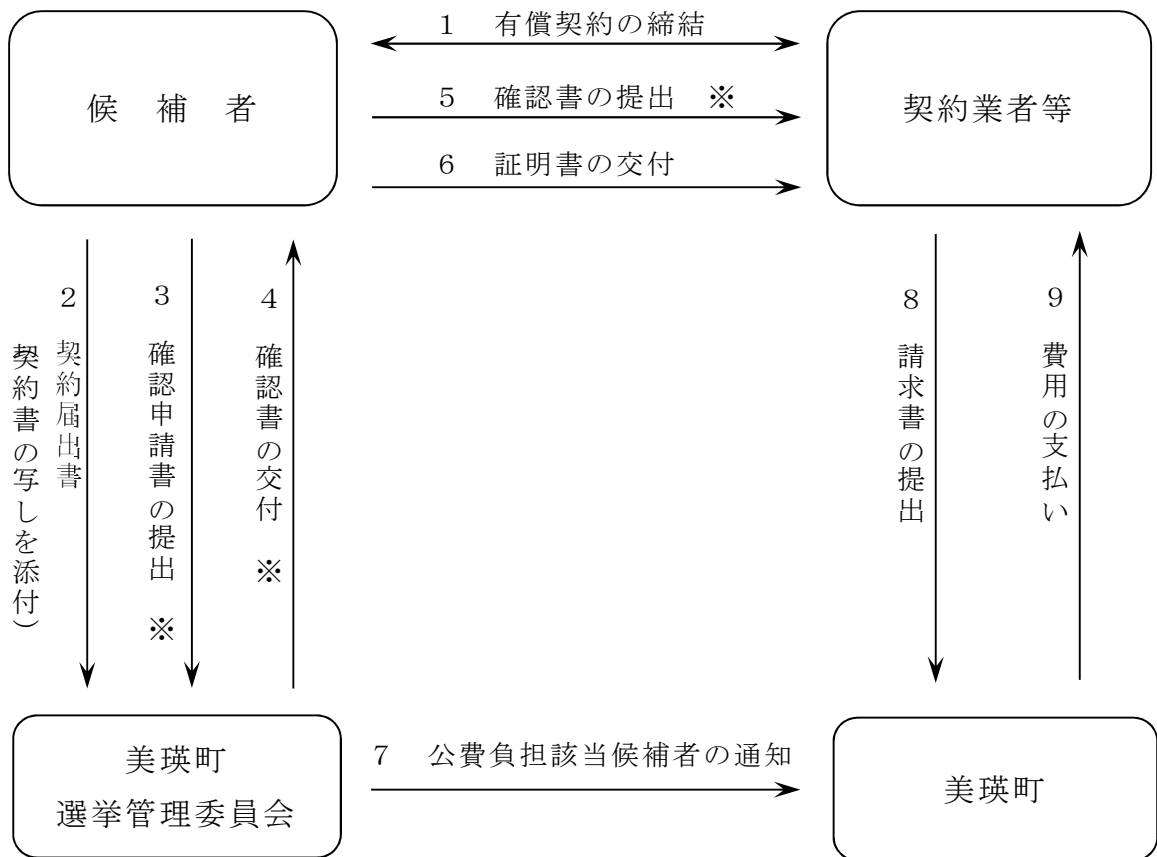
(3) 選挙運動用ポスターの作成

選挙の区分	作成限度枚数	1枚当たりの限度額
町長選挙 町議会議員選挙	ポスター掲示場数 (47か所)	(541円31銭×ポスター掲示場数+ 316,250円)÷ポスター掲示場数 参考：ポスター掲示場数47か所にお ける単価1枚当たり7,271円 (端数切上)

- ①例1 選挙運動用ポスター30枚の作成を240,000円で契約した場合
1枚当たりの作成単価は、 $240,000 \div 30 \text{枚} = 8,000 \text{円}$ になります。
この場合、作成枚数は上限以下ですが、作成単価は上限を超えているため、 $7,271 \text{円} \times 30 \text{枚} = 218,130 \text{円}$ が公費負担の対象となります。
よって、 $240,000 \text{円} - 218,130 \text{円} = 21,870 \text{円}$ は公費負担の対象外分として候補者の負担になります。
- ②例2 選挙運動用ポスター100枚の作成を200,000円で契約した場合
1枚当たりの作成単価は、 $200,000 \div 100 \text{枚} = 2,000 \text{円}$ になります。
この場合、作成枚数は上限を超えてますが、作成単価は上限以下であるため、 $2,000 \text{円} \times 47 \text{枚} = 94,000 \text{円}$ が公費負担の対象となります。
よって、 $200,000 \text{円} - 94,000 \text{円} = 106,000 \text{円}$ は公費負担の対象外分として候補者の負担になります。
- ③例3 選挙運動用ポスター60枚の作成を500,000円で契約した場合
1枚当たりの作成単価は、 $500,000 \div 60 \text{枚} = 8,334 \text{円}$ になります。
この場合、作成枚数及び作成単価が上限を超えていることから、 $7,271 \text{円} \times 47 \text{枚} = 341,737 \text{円}$ が公費負担の対象となります。
よって、 $500,000 \text{円} - 341,737 \text{円} = 158,263 \text{円}$ は公費負担の対象外分として候補者の負担になります。

6 諸手続

(1) 公費負担手続のイメージ図



※ 燃料供給契約及びピラ並びにポスター作製契約の場合に必要です。

(2) 契約締結と契約届出

公費負担の適用を受けようとする候補者は、各業者等と有償契約を締結し、その旨を届出しなければなりません。

- ①届出先 美瑛町選挙管理委員会
- ②届出期日 ア 契約が立候補届出の前場合は立候補届出時
イ 契約が立候補届出の後場合は契約締結後直ちに
- ③添付書類 各業者等との契約書の写し

～注意事項～

- 5(1)の選挙運動用自動車の使用において、「個別契約方式」については、①自動車借入契約、②燃料供給契約、③運転手雇用契約のそれぞれ個別の契約書の写しが必要です。
- 契約の相手方が生計を一つにする親族である場合は、その者が当該契約に係る業務を業として行うものに限りません。

(3) 確認申請

次の①については、(2)の契約届出と同時に、確認申請が必要です。

①確認申請が必要なもの

- ア 選挙運動用自動車の燃料代 金額の制限範囲内であることの確認
- イ 選挙運動用ビラの作成 作成限度枚数の確認
- ウ 選挙運動用ポスターの作成 作成限度枚数の確認

②確認申請の方法

- ア 確認申請書は、契約の相手ごとに作成してください。
- イ 確認申請書には、既に確認を受けた金額(枚数)を記載する必要上、申請書の写し又は控えを保管してください。
- ウ 確認申請書は、候補者又はその代理人が直接持参してください。

③確認申請書の提出先 美瑛町選挙管理委員会

④確認書の交付

- ア 申請に基づき、選挙管理委員会から確認書を交付します。
- イ 交付を受けた確認書は、直ちに契約業者等に提出してください。
- ウ 確認書は、契約業者等が代金を請求する際、請求書に添付する必要があります。

(4) 使用(作成)証明書の交付

(2)の契約届出をした候補者は、有償契約を締結した業者ごとに使用(作成)証明書を作成し、契約業者等に交付(1部)しなくてはなりません。なお、この使用(作成)証明書は契約業者等が代金を請求する際、請求書に添付する必要があります。

(5) 費用の請求

公費負担に係る費用は、候補者が有償契約を締結した業者等からの請求に基づき、美瑛町が業者等に直接支払います。

ただし、当該候補者が供託物を没収された場合は、公費負担の請求はできません。

①請求する際に必要な提出書類

区分		必要書類
選挙運動用自動車の使用	一般運送契約 (ハイヤー方式)	①請求書【様式第7号その1】 ②請求内訳書【様式第7号(別紙1)】 ③選挙運動用自動車使用証明書(自動車)【様式第4号その1】
	自動車借入契約	①請求書【様式第7号その1】 ②請求内訳書【様式第7号(別紙2の1)】 ③選挙運動用自動車使用証明書(自動車)【様式第4号その1】
	個別契約 燃料供給契約	①請求書【様式第7号その1】 給油伝票添付(給油月日、自動車登録番号又は車両番号、給油量、給油金額のわかるもの) ②請求内訳書【様式第7号(別紙2の2)】 ③選挙運動用自動車使用証明書(燃料)【様式第4号その2】 ④選挙運動用自動車燃料代確認書【様式第3号その1】
	運転手雇用契約	①請求書【様式7号その1】 ②請求内訳書【様式第7号(別紙2の3)】 ③選挙運動用自動車使用証明書(運転手)【様式第4号その3】
選挙運動用ビラの作成		①請求書【様式第7号その2】 ②請求内訳書【様式第7号2その2(別紙)】 ③選挙運動用ビラ作成証明書【様式第5号】 ④選挙運動用ビラ作成枚数確認書【様式第3号その2】
選挙運動用ポスターの作成		①請求書【様式第7号その3】 ②請求内訳書【様式第7号その3(別紙)】 ③選挙運動用ポスター作成証明書【様式第6号】 ④選挙運動用ポスター作成枚数確認書【様式第3号その3】

②請求書の提出の際の注意

▽支払は口座振込で行いますので、振込先は正確に記入してください。

▽請求書に誤りがある場合、再度提出していただく場合がありますので、注意してください。

③請求書に記載する請求先

〒071-0292 上川郡美瑛町本町4丁目6番1号
美瑛町 宛(提出先は選挙管理委員会事務局まで)
TEL: 0166-92-4316

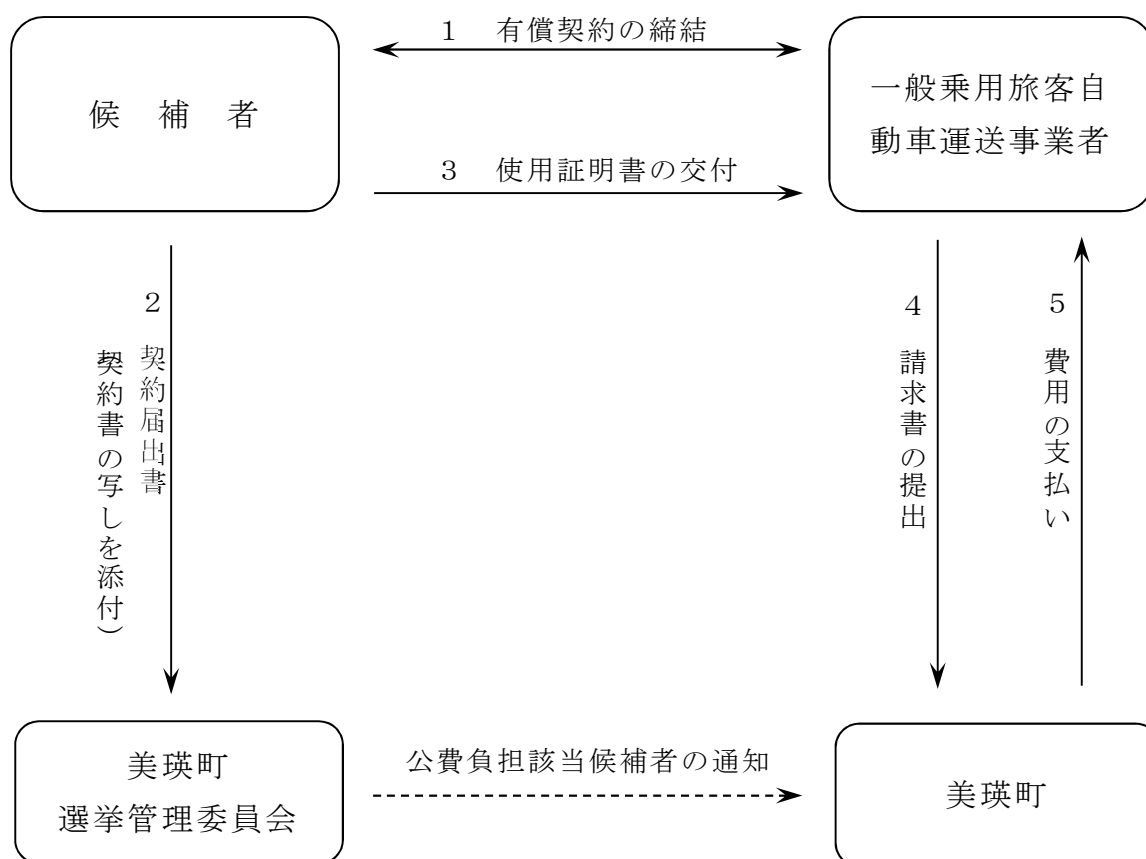
第2章 公費負担の手続

1 選挙運動用自動車の使用（一般運送契約の場合）

(1) 選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出時期	様式名	チェック欄
告示日以降	選挙運動用自動車使用契約届出書 【様式第1号その1】	
	契約書の写し	
請求のとき	選挙運動用自動車使用証明書（自動車） 【様式第4号その1】	
	請求書（選挙運動用自動車の使用） 【様式第7号その1】	
	請求内訳書（選挙運動用自動車使用・自動車） 【様式第7号（別紙1）】	

(2) 手続のイメージ図



順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
1	有償契約の締結 (候補者と運送事業者)	選挙運動用自動車運送契約書	
2	1の契約締結の届出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用自動車使用契約届出書 【様式第1号その1】	1の契約書写し
3	使用証明書の交付 (候補者⇒運送事業者)	選挙運動用自動車使用証明書 (自動車) 【様式第4号その1】	
4	請求書の提出 (運送事業者⇒美瑛町)	請求書 (選挙運動用自動車の使用) 【様式第7号その1】 請求内訳書 (選挙運動用自動車の使用・ 自動車) 【様式第7号(別紙1)】	3の使用証明書
5	経費の支払 (美瑛町⇒運送事業者)		

- 注) ①供託物が没収される候補者の経費については、運送事業者は美瑛町へ4の請求をすることができません。
- ②美瑛町に対する上記の請求については、美瑛町選挙管理委員会で受け付けます。
- ③公費負担の対象となる有償契約の相手方は、道路運送法第3条第1号ハに規定する「一般乗用旅客自動車運送事業を営業者」に限られます。

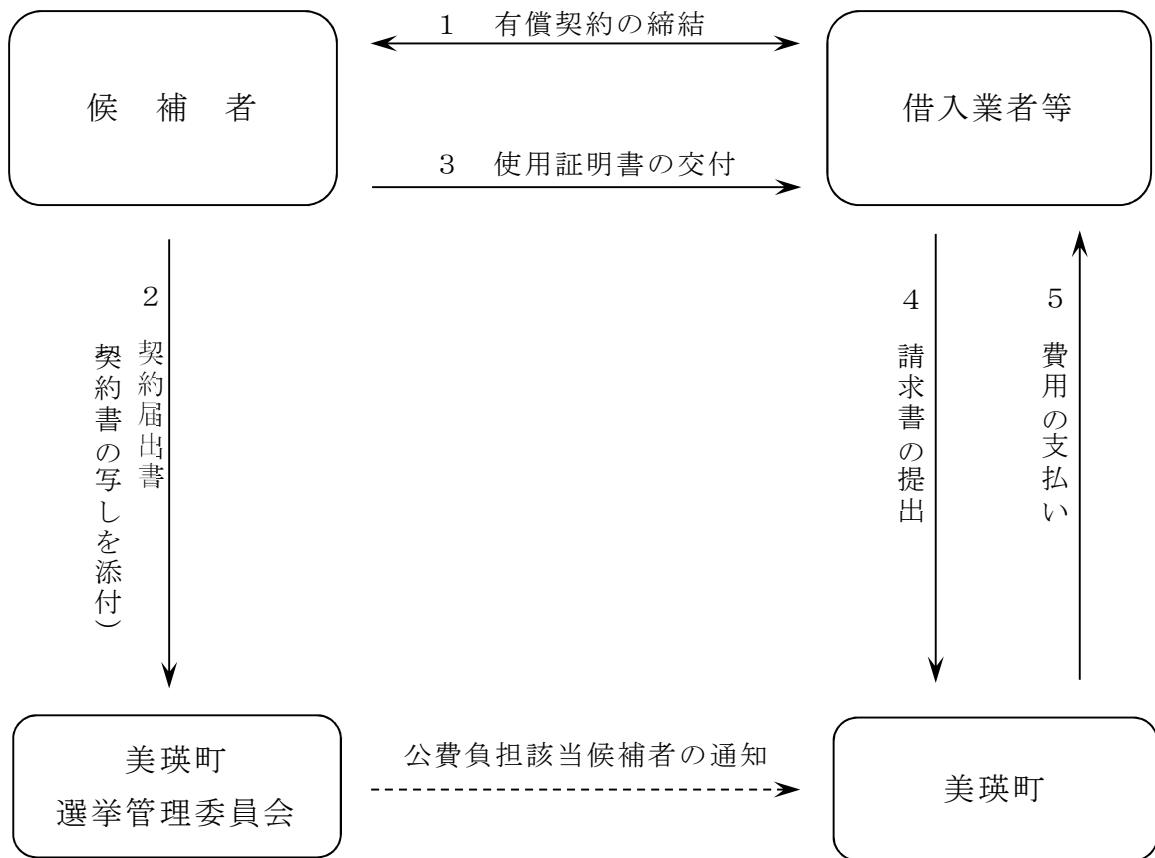
2-1 選挙運動用自動車の使用（自動車の借入れ）

（個別契約による自動車借入契約の場合）

（1）選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出時期	様式名	チェック欄
告示日以降	選挙運動用自動車使用契約届出書 【様式第1号その1】	
	契約書の写し	
請求のとき	選挙運動用自動車使用証明書（自動車） 【様式第4号その1】	
	請求書（選挙運動用自動車の使用） 【様式第7号その1】	
	請求内訳書（選挙運動用自動車の使用・自動車） 【様式第7号（別紙2の1）】	

（2）手続のイメージ図



順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
1	有償契約の締結 (候補者と借入業者等)	選挙運動用自動車借入契約書	
2	1の契約締結の届出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用自動車使用契約届出書 【様式第1号その1】	1の契約書写し
3	使用証明書の交付 (候補者⇒借入業者等)	選挙運動用自動車使用証明書 (自動車) 【様式第4号その1】	
4	請求書の提出 (借入業者等⇒美瑛町)	請求書 (選挙運動用自動車の使用) 【様式第7号その1】 請求内訳書 (選挙運動用自動車の使用・自動車) 【様式第7号(別紙2の1)】	3の使用証明書
5	経費の支払 (美瑛町⇒借入業者等)		

注) ①供託物が没収される候補者の経費については、借入業者等は美瑛町へ4の請求をすることができません。

②美瑛町に対する上記の請求については、美瑛町選挙管理委員会で受け付けます。

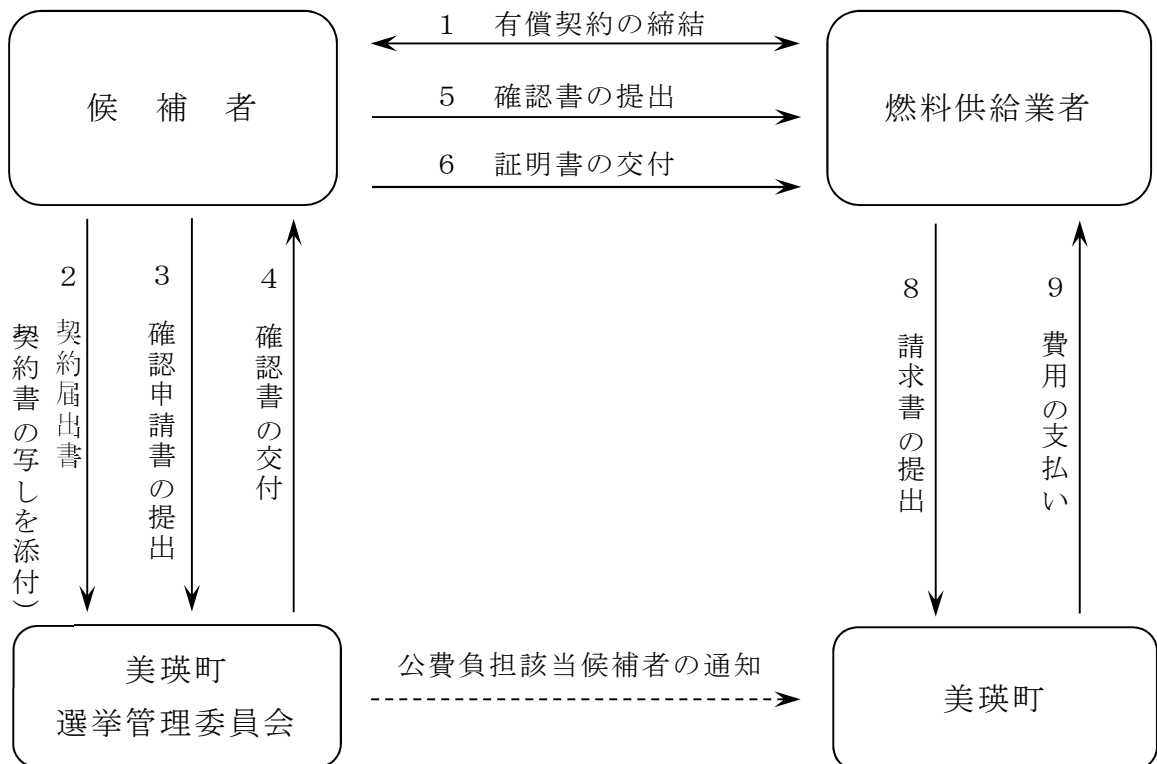
③生計を一にする親族から借りる場合は、公費負担の対象となりません。ただし、その親族がレンタカー業等を営んでいる場合は、公費負担の対象となります。(※親族：6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族)

2-2 選挙運動用自動車の使用（燃料代）
 （個別契約による燃料供給契約の場合）

(1) 選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出時期	様式名	チェック欄
告示日以降	選挙運動用自動車使用契約届出書 【様式第1号その1】	
	契約書の写し	
請求の前	選挙運動用自動車燃料代確認申請書 【様式第2号その1】	
請求のとき	選挙運動用自動車燃料代確認書 【様式第3号その1】	
	選挙運動用自動車使用証明書（燃料） 【様式第4号その2】	
	請求書（選挙運動用自動車の使用） 【様式第7号その1】	
	請求内訳書（選挙運動用自動車の使用・燃料代） 【様式第7号（別紙2の2）】	
	給油伝票の写し	

(2) 手続のイメージ図



順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
1	有償契約の締結 (候補者と燃料供給業者)	選挙運動用自動車燃料供給契約書	
2	1の契約締結の届出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用自動車使用契約届出書 【様式第1号その1】	1の契約書写し
3	確認申請書の提出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用自動車燃料代確認申請書 【様式第2号その1】	
4	確認書の交付 (町選管⇒候補者)	選挙運動用自動車燃料代確認書 【様式第3号その1】	3の使用証明書
5	確認書の提出 (候補者⇒燃料供給業者)	4の確認書	
6	使用証明書の交付 (候補者⇒燃料供給業者)	選挙運動用自動車使用証明書(燃料) 【様式第4号その2】	給油伝票の写し
7	請求書の提出 (燃料供給業者⇒美瑛町)	請求書(選挙運動用自動車の使用) 【様式第7号その1】 請求内訳書(選挙運動用自動車の使用・燃料代) 【様式第7号(別紙2の2)】	4の確認書 6の使用証明書 給油伝票の写し
8	経費の支払 (美瑛町⇒燃料供給業者)		

注) ①供託物が没収される候補者の経費については、燃料供給業者は美瑛町へ7の請求をすることができません。

②美瑛町に対する上記の請求については、美瑛町選挙管理委員会で受け付けます。

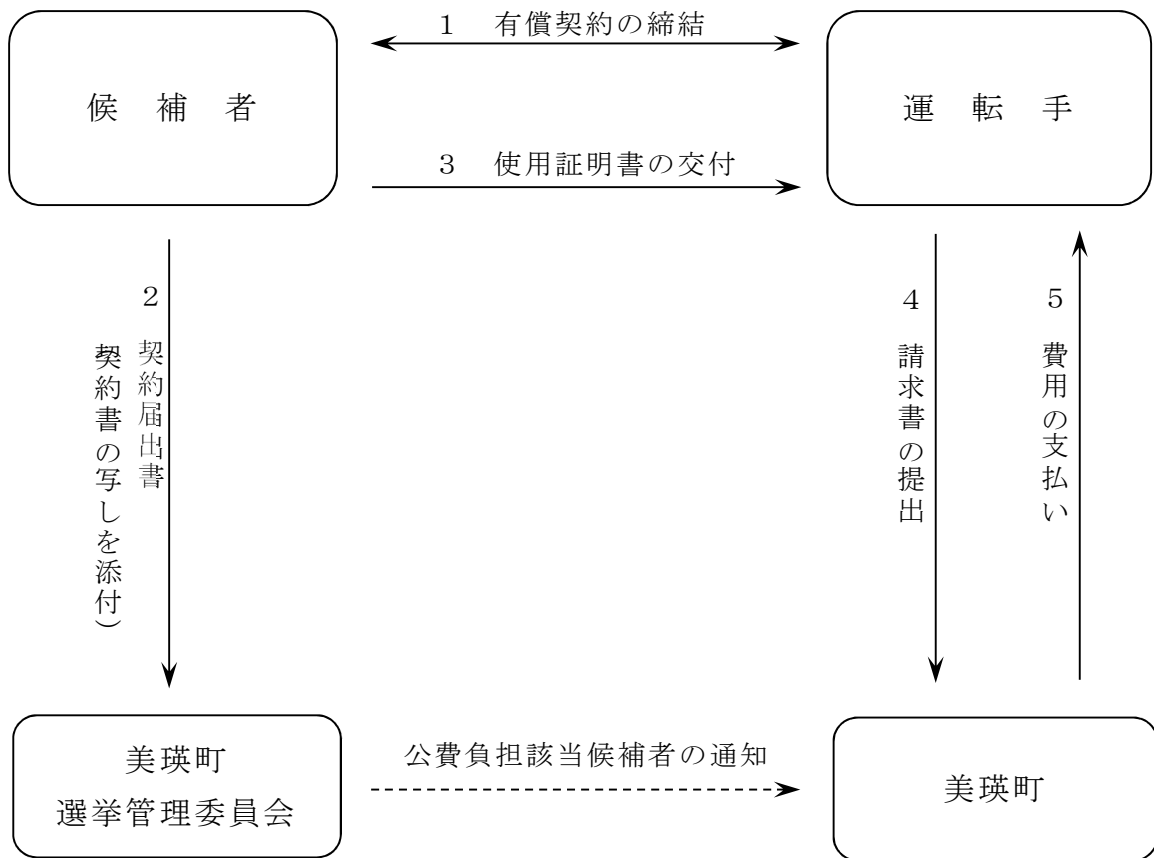
2-3 選挙運動用自動車の使用（運転手の雇用）

（個別契約による運転手雇用契約の場合）

（1）選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出時期	様式名	チェック欄
告示日以降	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【様式第1号その1】	
	契約書の写し	
請求のとき	選挙運動用自動車使用証明書（運転手） 【様式第4号その3】	
	請求書（選挙運動用自動車の使用） 【様式第7号その1】	
	請求内訳書（選挙運動用自動車の使用・運転手） 【様式第7号（別紙2の3）】	

（2）手続のイメージ図



順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
1	有償契約の締結 (候補者と運転手)	選挙運動用自動車運転契約書	
2	1の契約締結の届出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用自動車の使用の契約届出書 【様式第1号その1】	1の契約書写し
3	使用証明書の交付 (候補者⇒運転手)	選挙運動用自動車使用証明書 (運転手) 【様式第4号その3】	
4	請求書の提出 (運転手⇒美瑛町)	請求書 (選挙運動用自動車の使用) 【様式第7号その1】 請求内訳書 (選挙運動用自動車の使用・運転手) 【様式第7号(別紙2の3)】	3の使用証明書
5	経費の支払 (美瑛町⇒運転手)		

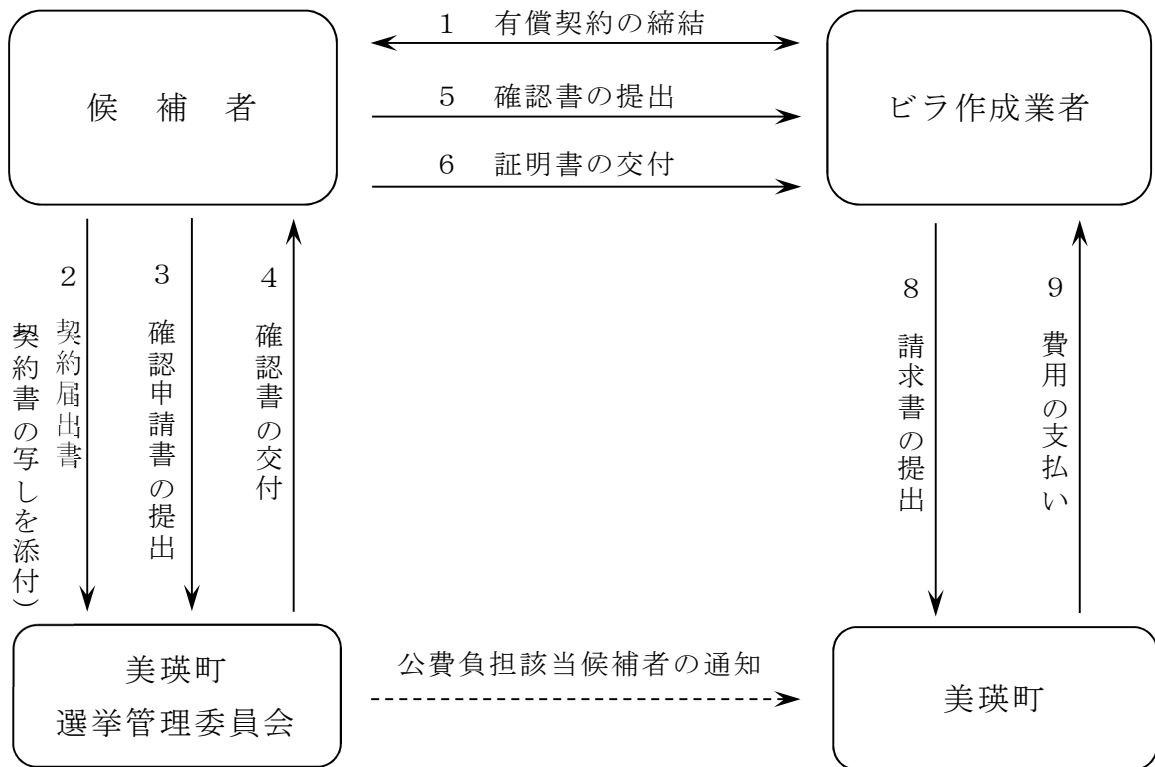
- 注) ①供託物が没収される候補者の経費については、運転手は美瑛町へ4の請求をすることができません。
- ②美瑛町に対する上記の請求については、美瑛町選挙管理委員会で受け付けます。
- ③候補者は、運転手個人と契約する必要があります。また、候補者と生計を一にする親族との間で運転手の雇用について契約した場合には、その親族が自動車運転を業として行っている場合を除いて、公費負担の対象になりません。(※親族：6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族)

3 選挙運動用ビラの作成

(1) 選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出時期	様式名	チェック欄
告示日以降	選挙運動用ビラ作成契約届出書 【様式第1号その2】	
	契約書の写し	
請求の前	選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書 【様式第2号その2】	
請求のとき	選挙運動用ビラ作成枚数確認書 【様式第3号その2】	
	選挙運動用ビラ作成証明書 【様式第5号】	
	請求書（選挙運動用ビラの作成） 【様式第7号その2】	
	請求内訳書（選挙運動用ビラの作成） 【様式第7号その2（別紙）】	

(2) 手続のイメージ図



順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
1	有償契約の締結 (候補者と作成業者)	選挙運動用ビラ作成契約書	
2	1の契約締結の届出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用ビラ作成契約届出書 【様式第1号その2】	1の契約書写し 仕様が記載された書面
3	確認申請書の提出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書 【様式第2号その2】	
4	確認書の交付 (町選管⇒候補者)	選挙運動用ビラ作成枚数代確認書 【様式第3号その2】	3の使用証明書
5	確認書の提出 (候補者⇒作成業者)	4の確認書	
6	使用証明書の交付 (候補者⇒作成業者)	選挙運動用ビラ作成証明書 【様式第5号】	
7	請求書の提出 (作成業者⇒美瑛町)	請求書 (選挙運動用ビラの作成) 【様式第7号その2】 請求内訳書 (選挙運動用ビラの作成) 【様式7号その2(別紙)】	4の確認書 5の使用証明書
8	経費の支払 (美瑛町⇒作成業者)		

注) ①供託物が没収される候補者の経費については、ビラ作成業者は美瑛町へ7の請求をすることができません。

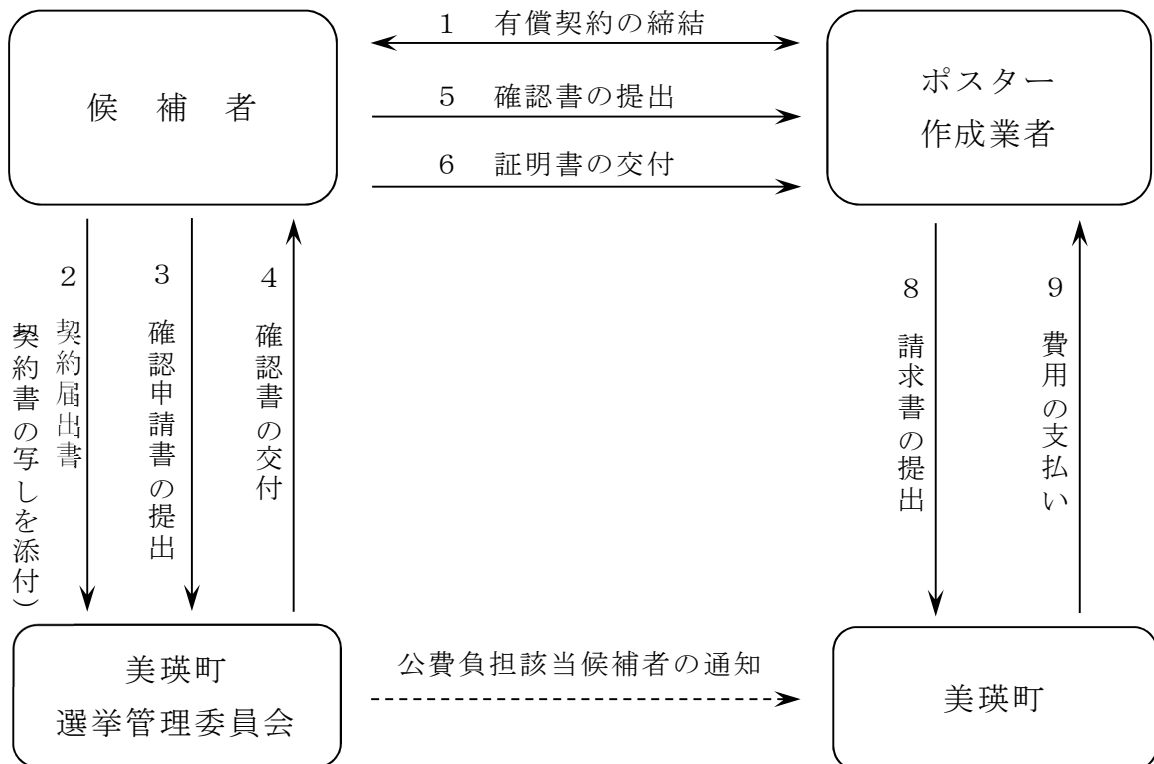
②美瑛町に対する上記の請求については、美瑛町選挙管理委員会で受け付けます。

4 選挙運動用ポスターの作成

(1) 選挙管理委員会へ提出が必要な書類

提出時期	様式名	チェック欄
告示日以降	選挙運動用ポスター作成契約届出書 【様式第3号その3】	
	契約書の写し	
請求の前	選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書 【様式第2号その3】	
請求のとき	選挙運動用ポスター作成枚数確認書 【様式第3号その3】	
	選挙運動用ポスター作成証明書 【様式第6号】	
	請求書（選挙運動用ポスターの作成） 【様式第7号その3】	
	請求内訳書（選挙運動用ポスターの作成） 【様式第7号その3（別紙）】	

(2) 手続のイメージ図



順序	手続	必要書類【様式等】	添付書類
1	有償契約の締結 (候補者と作成業者)	選挙運動用ポスター作成契約書	
2	1の契約締結の届出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用ポスター作成契約届出書 【様式第3号その3】	1の契約書写し 仕様が記載された書面
3	確認申請書の提出 (候補者⇒町選管)	選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書 【様式第2号その3】	
4	確認書の交付 (町選管⇒候補者)	選挙運動用ポスター作成枚数代確認書 【様式第3号その3】	
5	確認書の提出 (候補者⇒作成業者)	4の確認書	
6	使用証明書の交付 (候補者⇒作成業者)	選挙運動用ポスター作成証明書 【様式第6号】	
7	請求書の提出 (作成業者⇒美瑛町)	請求書 (選挙運動用ポスターの作成) 【様式第7号その3】 請求内訳書 (選挙運動用ポスターの作成) 【様式第7号その3(別紙)】	4の確認書 5の使用証明書
8	経費の支払 (美瑛町⇒作成業者)		

- 注) ①供託物が没収される候補者の経費については、ポスター作成業者は美瑛町へ7の請求をすることができません。
- ②美瑛町に対する上記の請求については、美瑛町選挙管理委員会で受け付けます。

第3章 公費負担に関するQ & A

このQ & A は、美瑛町議会議員選挙及び美瑛町長選挙における選挙運動用の公費負担制度を利用するための参考として作成したものです。

他の選挙とは制度の内容に異同がありますのでご注意ください。

1 共通事項

Q 1 契約の締結に当たって、「条例で決まっている上限金額」で契約しようと思いますが、問題ありますか。

A 条例では、あくまで公費負担の上限額を定めたものであり、契約金額は、契約当事者の合意により定められるものです。

しかし、候補者の選挙運動費用を公費で負担する制度ですので、契約内容（金額、数量）の妥当性について説明できるように適正な契約を行っていただく必要があります。

Q 2 選挙運動費用の公費負担制度は、実際に要した費用に関係なく、定額で負担してもらえる制度ですか。

A 公費負担制度は、条例で定める上限額の範囲内で、実際に要した費用を負担する制度であり、定額負担ではありません。実際に要した費用が上限を超えている場合は、上限額までを公費負担しますが、上限に満たない場合は、実際に要した費用を公費負担します。

Q 3 使用（作成）証明書を契約業者に交付するのは、選挙管理委員会に契約届出書を提出後、すぐに行うべきですか。

A それぞれの契約履行後に行ってください。使用（作成）証明書は、いずれも実績に基づき作成するものなので、契約履行後、直ちに作成し、契約業者へ交付することになります。

Q 4 町に提出した公費負担の関係書類は、情報公開の対象となりますか。

A 町に提出された公費負担に係る関係書類は、すべて情報公開の対象となります。（印影など一部非開示部分あり）

2 自動車の借入れ

Q 5 公費負担の対象となるのはどんな自動車ですか。

A 主として選挙運動のために使用され、選挙管理委員会が交付する表示をした自動車です。

Q 6 選挙運動用自動車として2台借りることはできますか。この場合、2台とも公費負担の対象になりますか。

A 公費負担の対象は、選挙運動用自動車1台分です。
なお、選挙運動用自動車として利用できる自動車は、候補者1人につき、1台に限られます。

Q 7 選挙運動用自動車として1台、事務所の連絡用に1台借りる予定ですが、2台とも公費負担の対象になりますか。

A 公費負担の対象は、選挙運動用自動車1台分のみです。

Q 8 レンタカー業者が、選挙運動用の看板やスピーカーの取り付けを行い、その費用を含めてレンタル代金として契約した場合、この代金は全て公費負担の対象となりますか。

A 車両本体のみが公費負担の対象であるため、レンタカー業者の「基本料金」以外の看板費用、スピーカー等の付帯料金は対象になりません。車両本体以外の費用（看板レンタル代、スピーカーレンタル代等）が含まれているのであれば、車両本体と車両本体以外の費用とを明示した有償契約をする必要があります。契約書に記載できない場合は、見積書等の契約内容の内訳明細書が必要になります。

Q 9 選挙運動期間前から借入れたいのですが、その期間も含めたレンタル代金を公費負担の請求することができますか。

A 公費負担の対象期間は、立候補届出日から選挙期日の前日までの選挙運動期間です。したがって、選挙運動期間前の借入代金分は公費負担の対象外となるため、請求できません。（※無投票の場合は、立候補届出日の1日分が公費負担対象の期間となります。）

Q 1 0 選挙運動期間の前後の期間を含めて選挙運動用自動車の借入れをする場合、契約書に記載する契約期間は、どのように記載したらよいですか。

A 選挙運動用自動車の借入れに関する契約書に記載する契約期間は、契約時に定めた借入期間を記載します。選挙運動期間の前後を含めて借入契約をする場合は、その契約期間を記載することになります。

公費負担の対象期間は、選挙運動期間に限られており、選挙運動期間の前後の期間の借入代金は公費負担の対象外となります。

Q 1 1 選挙運動用自動車をレンタカーの許可業者以外の者から借りることはできますか。

A 公費負担の制度上、自動車の借入れについては、次のア及びイに該当する場合を除き、契約の相手側の条件は規定されていません。

ア 候補者と生計を一にする親族（当該親族がレンタカー業を営む場合は除く）

イ ハイヤー契約による借入れ（自動車の借入れ、運転手雇用、燃料代を一括で契約）

したがって、自動車修理工場や知人などから借りることができます。

Q 1 2 レンタカー業の許可業者でない者から選挙運動用自動車を借入れる場合、どのくらいの価格で契約をすればよいのですか。

A 契約金額は、契約当事者の合意により定められるものです。

しかし、候補者の選挙運動費用を公費で負担する制度ですので、契約内容（金額、数量等）の妥当性について説明できるように適切な契約を行っていただく必要があります。

Q 1 3 自分の親族の自動車を借りて選挙運動用自動車として使用した場合、契約を締結していれば、公費負担の請求をすることができますか。

※親族とは、6親等内の血族・配偶者・3親等内の婚族をいいます。

A 生計を一にする親族から借りる場合は、公費負担の対象となりません。

ただし、その親族がレンタカー業を営んでいる場合は公費負担の対象となります。

Q 1 4 選挙運動用自動車について、ハイヤー契約（自動車の借入れ、燃料の供給、運転手の雇用について一括で契約）を行う場合、公費負担の契約に当たって注意すべき点を教えてください。

A 契約の相手方は、道路運送法第3条第1号ハに規定する「一般乗用旅客自動車運送事業を営業者」に限られます。

3 燃料の供給

Q 1 5 選挙運動用自動車に使用した燃料は、全て公費負担の対象となりますか。

A 選挙運動期間中、選挙運動用自動車1台に給油した燃料代が公費負担の対象です。

ただし、公費負担額は、選挙運動期間中に給油した燃料代の総額と限度額（7,700円に選挙運動期間の日数5日間を乗じて得た金額）を比較して、いずれか低い方の金額となります。

Q 1 6 選挙事務所の業務自動車の燃料も公費負担の対象になりますか。

A 対象になりません。選挙運動用自動車1台の燃料に限ります。

Q 1 7 2社以上のガソリンスタンドで給油した場合、2社とも公費負担請求することはできますか。

A 請求できます。

ただし、いずれの業者との間にも燃料供給契約を締結していることが前提となり、2社合わせた金額について、限度額の範囲内で公費負担を受けることができます。

Q 1 8 投票日前日の夜、ガソリンスタンドが閉店していたため、投票日に給油することになりましたが、これは公費負担の対象になりますか？

A 公費負担の対象は、選挙運動期間内（告示日から投票日前日まで）となるため、公費負担の対象になりません。

Q 1 9 供給は、選挙運動期間中に何度も行いますが、給油量、給油金額の記録はどのようにすればよいですか。

A 公費負担請求時には、給油伝票の写しの添付が義務付けられていますので、必ず選挙運動用自動車に給油した際に受け取った給油伝票を保管しておいてください。

なお、給油伝票には、①給油日、②給油量、③車番（登録番号）、④給油金額が記載されていることが必要です。

4 運転手の雇用

Q 2 0 契約した運転手に、選挙運動用自動車以外の自動車についても運転してもらっている場合、この運転手の雇用費用は全額公費負担の対象になりますか。

A 運転手が実際に選挙運動用自動車を運転した日が公費負担の対象となります。契約を締結している場合でも、選挙運動用自動車を運転していない日は、公費負担の対象になりません。

Q 2 1 選挙運動期間以外の期間も含めて、運転手の雇用契約をする場合、選挙運動期間以外の期間についても公費負担の対象となりますか。

A 選挙期間中の運転のみ公費負担の対象となりますので、選挙運動期間以外の運転は対象になりません。

Q 2 2 選挙運動期間中、複数の運転手と契約するのは、公費負担の対象となりますか。

A 公費負担の対象は、1日当たり運転手1人です。同一日に運転業務が重ならない場合は、各々が公費負担の対象となります。同一日に複数の運転手が業務につく場合は、候補者が指定するいずれか一人の運転手のみ公費負担の対象となります。

Q 2 3 契約した運転手の宿泊代は、公費負担の対象になりますか。

A 運転手が選挙運動期間中に選挙運動用自動車の運転をした場合に、その勤務に対し支払う報酬が公費負担の対象となります。したがって、契約に基づく運転業務の報酬以外に支出した経費（宿泊代等）は公費負担の対象とはなりません。

Q 2 4 法人と運転手派遣契約を結んだ場合、公費負担の対象になりますか。

A 運転手個人との契約に限り、公費負担の対象となります。法人と運転手派遣契約を締結する場合は公費負担の対象となりません。

Q 2 5 選挙運動用自動車の運転手が、候補者の親族であっても公費負担の対象になりますか。

A 候補者と生計を一にする親族との間で運転手の雇用について契約した場合には、その親族が自動車運転を業として行っている場合を除いて、公費負担の対象になりません。

5 選挙運動用ビラの作成

Q 2 6 公費負担の対象となる選挙運動用ビラはどのようなビラですか。

A 公職選挙法 1 4 2 条に規定する「ビラ」が公費負担の対象です。

《参考》公職選挙法 抜粋

（文書図画の頒布）

第 1 4 2 条 衆議院（比例代表選出）議員の選挙以外の選挙においては、選挙運動のために使用する文書区画は、次の各号に規定する通常葉書及びビラのほかは頒布することができない。この場合において、ビラについては、散布することができない。

1～6 項 略

7 町村の選挙にあつては、長の選挙の場合には、候補者 1 人について、通常葉書 2,500 枚、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た 2 種類以内のビラ 5,000 枚、議会の議員の選挙の場合には、候補者 1 人について、通常葉書 800 枚、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た 2 種類以内のビラ 1,600 枚

Q 2 7 選挙運動用ビラには規格など制約はありますか。

- A ①枚 数…町長選挙 5,000枚以内
町議会議員選挙 1,600枚以内
- ②種 類…2種類以内
- ③規 格…長さ29.7cm × 幅21cm (A4版以内) 両面印刷が可能
- ④内 容…特に制限はありませんが、ビラの表面に頒布責任者と印刷者の氏名及び住所(印刷者が法人の場合は、法人名及び所在地)を記載しなければなりません。
- ⑤証紙の貼付…頒布するビラには、町選管が交付する証紙を貼らなければなりません。

Q 2 8 選挙運動用ビラと選挙運動用ポスターを一括発注した場合、デザイン料や写真撮影費はどのように請求すればよいですか。

- A 例えば、双方の作成枚数を用いて、デザイン料を按分する方法が考えられますが、いずれにしても契約当事者間において、合理的に説明できる方法で公費負担の対象経費と対象外費用に区分することが求められます。なお、このようなことを避けるため、個々に契約することをお勧めします。

6 選挙運動用ポスターの作成

Q 2 9 ポスター作成に関するどのような費用が公費負担の対象となりますか。

- A ポスター作成業者とポスター作成契約を締結して、選挙運動用ポスターを作成した場合は、その作成に要した費用は全て公費負担の対象となります。(金額、作成枚数に上限があります。)
- 例えば、印刷費の他にデザイン料、写真撮影費などが考えられます。

Q 3 0 選挙運動用ポスターと併せて、選挙運動用通常葉書も一括で印刷してもらった場合、併せて公費負担の対象になりますか。

- A 選挙運動用ポスターのみが公費負担の対象です。通常葉書の印刷費用は対象となりません。

Q 3 1 選挙運動用ポスターと選挙期間前のイベント用ポスターを一括発注した場合、デザイン料や写真撮影費はどのように請求すればよいですか。

A 例えば、同様のデザインで、ポスターのサイズ等規格が同じである場合、双方のポスターの作成枚数を用いて、デザイン料を按分するなどの方法が考えられますが、本件のような場合、契約当事者間において、合理的に説明できる方法で、公費負担の対象経費・対象外経費を区分することが必要です。なお、このようなことを避けるため、個々に契約することをお勧めします。

各種契約書の書式

(参 考)

選挙運動用自動車 運送契約書

発注者(候補予定者) _____ を甲とし、請負者(一般乗用旅客自動車運送事業者)
_____ を乙として、甲乙両当事者間において、令和 _____ 年
_____ 月 _____ 日執行の美瑛町長及び美瑛町議会議員選挙における選挙運動用自動車の使用につい
て、次のとおり運送契約を締結する。

- 1 乙は、甲に対して、次に掲げる運送を行い、甲はこれに対して代金を支払うものとする。
ただし、乙は、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により美瑛町に帰属することと
ならない場合においては、条例の定める手続により、甲の支払うべき金額のうち、条例の定め
る金額を美瑛町に対し請求するものとする。

- (1) 車 種 _____
(2) 登録番号 _____

- 2 運送 (選挙運動用自動車の使用) 期間は、
令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日から令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日までとする。

- 3 請負代金は、1日につき金 _____ 円(うち消費税及び地方消費税額金
_____ 円)とし、総額金 _____ 円とする。

- 4 この契約書に定めのない事項については、甲、乙協議の上、別に定める。

この契約の証として本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

発注者(候補予定者) 住 所 _____
氏 名 _____ 印 _____

請負者 住 所 _____
名 称 _____
代表者 _____ 印 _____

備考

- 1 自動車の運送期間は、立候補の届出の日から選挙期日の前日までの間において運送する期間とす
ること。したがって、立候補の届出前から運送していてもこの契約書にはその期間を含めないこと。
2 請負者が美瑛町に対し請求する場合、請求書にはこの契約書に記された住所、氏名等を記載し、
印鑑についても、この契約書に押印した印鑑を使用すること。
3 請負者が法人の場合は、法人印と代表者印の両方の印鑑を押印すること。
※条例・・・美瑛町議会の議員及び美瑛町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例。

選挙運動用自動車 賃貸借契約書

賃借人(候補予定者) _____ を甲とし、賃貸人 _____ を乙として、甲乙両当事者間において、令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日執行の美瑛町長及び美瑛町議会議員選挙における選挙運動用自動車の使用について、次のとおり賃貸借契約を締結する。

1 乙は、甲に対して、次に掲げる自動車を貸付け、甲はこれに対して賃貸借料を支払うものとする。

ただし、乙は、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により美瑛町に帰属することとならない場合においては、条例の定める手続により、甲の支払うべき金額のうち条例の定める金額を美瑛町に対し請求するものとする。

- (1) 車 種 _____
(2) 登録番号 _____

2 自動車の賃貸借期間は、令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日から令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日までとする。

3 賃貸借料は、1日につき金 _____ 円(うち消費税及び地方消費税額金 _____ 円)とし、総額金 _____ 円とする。

4 この契約書に定めのない事項については、甲、乙協議の上、別に決定する。

この契約の証として本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

賃借人 _____ 住所 _____

氏名 _____

Ⓜ

賃貸人 _____ 住所 _____

氏名 _____

Ⓜ

備考

1 自動車の賃貸借期間は、立候補の届出の日から選挙期日の前日までの間において賃貸借する期間とすること。したがって、立候補の届出前から賃貸借していてもこの契約書にはその期間を含めないこと。

2 賃貸人が美瑛町に対し請求する場合、請求書にはこの契約書に記された住所、氏名等を記載し、印鑑についても、この契約書に押印した印鑑を使用すること。

3 賃貸人が法人の場合は、法人印と代表者印の両方の印鑑を押印すること。

※条例・・・美瑛町議会の議員及び美瑛町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例。

選挙運動用自動車 燃料売買契約書

買主(候補予定者) _____ を甲とし、売主 _____ を乙として、甲乙両当事者間において、令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日執行の美瑛町長及び美瑛町議会議員選挙における選挙運動用自動車の燃料について、次のとおり売買契約を締結する。

1 乙は、甲に対して、次に掲げる期間燃料を供給し、甲はこれに対して代金を支払うものとする。

ただし、乙は、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により美瑛町に帰属することとならない場合においては、条例の定める手続により、甲の支払うべき金額のうち条例の定める金額を美瑛町に対し請求するものとする。

(1) 燃料の種類 _____

(2) 期 間 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日から令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日まで

2 売買代金は、1リットルにつき金 _____ 円(うち消費税及び地方消費税額金 _____ 円)とする。ただし、総契約量 _____ リットル、総額金 _____ 円の範囲内とする。

3 この契約書に定めのない事項については、甲、乙協議の上、別に決定する。

この契約の証として本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

買 主 _____ 住所 _____

氏名 _____

Ⓜ

売 主 _____ 住所 _____

氏名 _____

Ⓜ

備考

- 1 燃料の売買期間は、立候補の届出の日から選挙期日の前日までの間において供給する期間とすること。
- 2 売主が美瑛町に対し請求する場合、請求書にはこの契約書に記された住所、氏名等を記載し、印鑑 _____ についても、この契約書に押印した印鑑を使用すること。
- 3 売主が法人の場合は、法人印と代表者印の両方の印鑑を押印すること。

※条例・・・美瑛町議会の議員及び美瑛町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例。

選挙運動用自動車 運転手雇用契約書

雇用人(候補予定者) _____ を甲とし、被雇用人 _____ を乙として、甲乙両当事者間において、令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日執行の美瑛町長及び美瑛町議会議員選挙における選挙運動用自動車の運転について、次のとおり雇用に関する契約を締結する。

1 甲は、乙を選挙運動用自動車の運転手として雇用し、その報酬を支払うものとする。

ただし、乙は、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により美瑛町に帰属することとならない場合においては、条例の定める手続により、甲の支払うべき金額のうち条例の定める金額を美瑛町に対し請求するものとする。

2 運転手の雇用期間は、令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日から令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日までとする。

3 報酬の額は、1日につき金 _____ 円とし、総額金 _____ 円とする。

4 この契約書に定めのない事項については、甲、乙協議の上、別に決定する。

この契約の証として本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

雇用人 住所

氏名

Ⓜ

被雇用人 住所

氏名

Ⓜ

備考

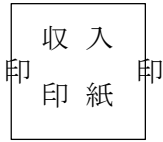
1 運転手の雇用期間は、立候補の届出の日から選挙期日の前日までの間において雇用する期間とする

こと。したがって、立候補の届出前から雇用していてもこの契約書にはその期間を含めないこと。

2 運転手(被雇用人)が美瑛町に対し請求する場合、請求書にはこの契約書に記された住所、氏名等を

記載し、印鑑についても、この契約書に押印した印鑑を使用すること。

※条例・・・美瑛町議会の議員及び美瑛町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例。



選挙運動用ビラ作成請負契約書

発注者(候補予定者) _____ を甲とし、請負者 _____ を乙として、甲乙両当事者間において、令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日執行の美瑛町長及び美瑛町議会議員選挙における選挙運動用ビラの作成について、次のとおり請負契約を締結する。

1 甲は、乙に対して、次に掲げるビラを発注し、乙はこれに対して請負うものとする。

- | | |
|--------|----------------------------|
| (1) 規格 | _____ cm × _____ cm |
| (2) 数量 | _____ 枚 |
| (3) 納期 | 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 |

2 請負代金は、1枚につき金 _____ 円(うち消費税及び地方消費税額金 _____ 円)とし、総額金 _____ 円とする。

3 乙は、納期限内にビラを作成し、甲に引渡しをしなければならない。

4 甲は、前項の規定により、ビラの引渡しがあった後、乙に対して代金を支払うものとする。
ただし、乙は、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により美瑛町に帰属することとならない場合においては、条例の定める手続により、甲の支払うべき金額のうち条例の定める金額を美瑛町に対し請求するものとする。

5 この契約書に定めのない事項については、甲、乙協議の上、別に決定する。

この契約の証として本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

発注者 _____ 住所 _____

氏名 _____

Ⓜ

請負者 _____ 住所 _____

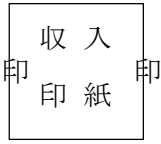
氏名 _____

Ⓜ

備考

- ビラ作成業者(請負者)が美瑛町に対し請求する場合、請求書にはこの契約書に記された住所、氏名等を記載し、印鑑についても、この契約書に押印した印鑑を使用すること。
- ビラ作成業者(請負者)が法人の場合は、法人印と代表者印の両方の印鑑を押印すること。

※条例・・・美瑛町議会の議員及び美瑛町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例。



選挙運動用ポスター作成請負契約書

発注者(候補予定者) _____ を甲とし、請負者 _____ を乙として、甲乙両当事者間において、令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日執行の美瑛町長及び美瑛町議会議員選挙における選挙運動用ポスターの作成について、次のとおり請負契約を締結する。

1 甲は、乙に対して、次に掲げるポスターを発注し、乙はこれに対して請負うものとする。

- (1) 規格 _____ cm × _____ cm
(2) 数量 _____ 枚
(3) 納期 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

2 請負代金は、1枚につき金 _____ 円(うち消費税及び地方消費税額金 _____ 円)とし、総額金 _____ 円とする。

3 乙は、納期限内にポスターを作成し、甲に引渡しをしなければならない。

4 甲は、前項の規定により、ポスターの引渡しがあった後、乙に対して代金を支払うものとする。

ただし、乙は、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により美瑛町に帰属することとならない場合においては、条例の定める手続により、甲の支払うべき金額のうち条例の定める金額を美瑛町に対し請求するものとする。

5 この契約書に定めのない事項については、甲、乙協議の上、別に決定する。

この契約の証として本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

発注者 _____ 住所 _____
氏名 _____

Ⓜ

請負者 _____ 住所 _____
氏名 _____

Ⓜ

備考

- ポスター作成業者(請負者)が美瑛町に対し請求する場合、請求書にはこの契約書に記された住所、氏名等を記載し、印鑑についても、この契約書に押印した印鑑を使用すること。
- ポスター作成業者(請負者)が法人の場合は、法人印と代表者印の両方の印鑑を押印すること。

※条例・・・美瑛町議会の議員及び美瑛町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例。